

前議長の不適切と思われる行為並びに議員の職員に対する不適切と思われる行為及び
座間市議会の対応方針に関する調査・研究について答申書

令和8年8月24日
座間市議会 議会運営委員会

1. 前議長の不適切と思われる行為について

(1) 開催日時

第1回：令和7年12月22日（月）	午前	8時49分から午前	8時52分まで
第2回：令和8年1月16日（金）	午前	9時00分から午前10時27分まで	
第3回：令和8年1月23日（金）	午後	3時19分から午後	3時21分まで
第4回：令和8年2月9日（月）	午前	9時04分から午前10時28分まで	
第5回：令和8年3月16日（月）	午前11時38分から午前11時39分まで		
第6回：令和8年3月25日（水）	午前	9時02分から午後	0時02分まで
第7回：令和8年4月10日（金）	午後	1時41分から午後	1時49分まで
第8回：令和8年4月22日（水）	午前	9時05分から午後	1時44分まで
第9回：令和8年5月8日（金）	午前11時40分から午前11時46分まで		
第10回：令和8年7月3日（金）	午前	9時01分から午前10時59分まで	
第11回：令和8年7月31日（金）	午後	1時01分から午後	1時57分まで
第12回：令和8年8月10日（月）	午前	9時02分から午後	1時47分まで
第13回：令和8年8月19日（水）	午前	9時00分から午前10時14分まで	

(2) 出席委員

委員長：竹田陽介

副委員長：京免康彦

委員：守谷浩一

委員：星野郁

委員：伊藤多華

委員：沖永明久

委員：吉田義人

(3) 出席参考人

第6回 令和8年3月25日(水)

前議長 熊切和人

第8回 令和8年4月22日(水)

議長 松橋淳郎

副議長 加藤学

座間市議会議員 長瀬未紗

座間市議会議員 星野久美子

座間市議会議員 内藤幸男

座間市議会議員 高柳浩子

座間市議会議員 荻原健司

議会事務局長 安藤誠

元議会事務局次長 上野花枝(欠席・書面回答)

議会事務局庶務議事係長 小林真理子

議会事務局庶務議事係主任 宮島健

元議会事務局庶務議事係主事 深澤由美

元資産経営課技能補佐員(会計年度任用職員) 比留川春光(欠席・書面回答)

※その他は職員保護の観点から非公開

(4) 提出された資料

- ・議会運営委員会より入院中の熊切和人前議長に宛てた記述式質問状の回答(熊切和人前議長)
- ・秘密会開催に係る懸案事項まとめ(議会事務局)
- ・全国市議会議長会研究フォーラム参加に係る旅程(議会事務局)
- ・全国市議会議長会タイムスケジュール(議会事務局)

※括弧内は提出元

(5) 本件調査に至る経緯

・令和7年11月11日頃、一部の市議会議員へ匿名の手紙が送付され、当時の熊切和人議長(以下「熊切和人前議長」という。)の「議長として節度を欠く行為」として、以下の4件の事案が記されていた。

- ① 令和6年11月17日、市民ふるさとまつりにおいて、飲酒のうえ一般市民と口

論に及んだこと。

②令和7年5月4日及び5日、大風まつりにおいて酔っ払い、地面に寝転んでいたこと。

③議長就任後、自分の子どもを議長席に座らせ、その画像をSNSに投稿していたこと。

④令和7年3月、西中学校の卒業式において、PTA会長の祝辞に対し野次を飛ばしたこと。

・令和7年11月20日に開催された議会運営委員会協議会において熊切和人前議長は、上記4件について「事実である」と認め、同日開催された議会運営委員会において、議長辞職の意向を表明し、同年11月27日の本会議において議長辞職願が許可された。

・令和7年11月20日に開催された議会運営委員会協議会では、加藤学副議長及び竹田陽介議会運営委員会委員長により、熊切和人前議長、市長及び議会事務局職員への聴き取りを行うことが決定され、11月27日に開催された議会運営委員会協議会において、令和6年11月から令和7年11月までの間における議長公務上の不適切と思われる発言や行為が多数報告され、議会としての対応方針の協議が進められた。

・令和7年12月22日に松橋淳郎議長から議会運営委員会に対して「前議長の不適切と思われる行為及び座間市議会の対応方針に関する調査・研究」について諮問がなされたことに伴い議会運営委員会としての調査・研究が開始された。

(6) 本件調査の基本方針及び実施要領

・令和8年1月16日の議会運営委員会において決定された基本方針、及び事情聴取の実施要領は以下のとおりである。

①調査・研究の内容

- ・議長車内での常習的な飲酒
- ・視察行程中の飲酒
- ・全国市議会議長会研究フォーラムの途中退席及び飲酒
- ・随行職員に対するセクハラと思われる発言
- ・職員への勤務時間外の電話
- ・職員への侮辱的な発言
- ・座間市庁舎管理規則の禁止行為

- ・座間市議会における議員の政治倫理及びハラスメント対策に関する規範の調査研究を行うこと

②事情聴取の実施方法

- ・対象者（本人：熊切和人前議長、並びに議長経験者、議員、職員）に対する質疑は、冒頭に委員長が委員会を代表して、基本方針に基づき協議・決定した内容について「委員長質疑（事前通告制）」を行う。その後、各委員が重複しない範囲で質疑を行う。なお、参考人等の時間配分は1人につき概ね1時間（必要に応じて伸縮可）とする。また、本人や職員等から申し出があった場合、発言権のない補助者（職は問わない）の同行を1名まで認めるほか、委員会が必要に応じて弁護士等による法的アドバイスを受けることができるものとした。

③会議の公開と記録

- ・会議は原則公開とし、一般傍聴及び報道機関等の傍聴を認める。ただし、センシティブ情報に係る調査となる場合は、委員会の議決により秘密会（非公開）とすることができる。撮影・動画配信及び録音は委員長の許可制とし、撮影等は冒頭のみ、録音は委員会開催中（休憩中を除く）に限定する。

④調査期間

- ・調査期間は令和8年9月末日までを目途とし、進捗状況等に応じて短縮又は延長できるものと定めた。

（7）本件調査の結果

- ・熊切和人前議長の不適切と思われる行為

①議長車内での常習的飲酒

【事実確認】

- ・熊切和人前議長は「事実であります。」と述べ、県・関東の議長会及び県・関東の基地協議会の視察、研修会、懇親会終了後の帰路において、コンビニエンスストアで酒類を購入し、議長車内で飲酒したことが4～5回程度あったと証言した。また、議長会等からの帰路について公務との認識があったかとの問いに対しては、視察、研修会及び懇親会が現地で終了した時点までが公務であると認識していたとのことであっ

た。

【事案の不適切性】

・地方自治法第104条において「普通地方公共団体の議会の議長は、議会の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する」と定められている通り、議長は常に議会の代表として高い倫理観と責任ある行動が求められる。議長会等への出席は議長の公務であり、会議終了後の帰路における議長車での移動についても職務に付随する行為として公務の一環に含まれる。したがって、公務遂行中である議長車内において飲酒が繰り返されていたことは、座間市議会会議規則第148条が定める「議員は、議会の品位を重んじなければならない」とする規範に反し、社会通念上、相当性を欠く不適切な行為であったと言わざるを得ない。

②視察行程中の飲酒

【事実確認】

・令和7年5月13日から15日に実施された基地政策特別委員会視察及び同年7月2日から4日に実施された民生教育常任委員会視察の帰路において飲酒をしていたことについて、熊切和人前議長は「事実であります。」と認めた上で、「他の議員たちも飲酒されていたと記憶しております。」と証言した。また、視察帰路における飲酒については、「委員長の判断に委ねられているものと理解しておりました。私は委員長に確認するようにしていました。」と述べている。

・しかしながら、当時の委員長（民生教育常任委員会視察については、委員長欠席のため副委員長）は、飲酒について許可を求められた記憶はないとしている。また、本議会においては、視察帰路における飲酒について「委員長の判断に委ねる」とする取り決めや申し合わせ等は存在していない。なお、今回の調査により、令和7年度に実施された基地政策特別委員会視察において、熊切和人前議長のみならず、他の議員についても帰路の空港内で飲酒していたことが明らかとなった。

【事案の不適切性】

・常任委員会等による行政視察は、議会の調査活動の一環として行われる公務であり、視察先での調査終了後、本市へ帰着するまでの移動についても、本市議会の旅費規程に照らせば公務の範囲に含まれる。このため、視察帰路における駅ターミナルや列車内での飲酒についても、議長車内での飲酒と同様、議会の品位を損なうものであり、社会通念上、相当性を欠く不適切な行為であったと言わざるを得ない。

・一方で、本市議会では、行政視察の集合場所や解散場所が、市議会庁舎や市内の駅

ではなく新幹線の乗車駅や空港ターミナルとなることから、一部議員において視察帰路について「公務中」の認識が希薄になっていたと思われ、公私の線引きの甘さが露呈した問題といえる。

③全国市議会議長会研究フォーラムの途中退席及び飲酒

【事実確認】

・熊切和人前議長は、令和7年8月27日から28日に開催された全国市議会議長会研究フォーラム2日目を途中退席した上で、空港内において随行していた議会事務局長と食事をした際に飲酒をし、その際の画像を議会事務局職員宛てに送付していた。また、その後空港内のロビーにおいて、他市議会の議長と飲酒したと証言している。

【事案の不適切性】

・こうした行為は、客観的には公式な会合を途中で切り上げて飲酒を優先したこととなり、議会の品位を著しく傷つけるもので、社会通念上、不適切なものであったと言わざるを得ない。なお、随行職員や事務局長による制止の有無が議論となったが、地方自治法第138条第7項において「事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する」と定められているように、議会事務局長は議長の命を受けて職務に当たる立場であるが、議長に対する必要な補佐及び助言も職務上求められる。事務局側の補佐のあり方に課題はあるものの、基本的には議長が自ら律すべき事案であった。

④随行職員に対するセクハラと思われる発言

【事実確認】

・熊切和人前議長が随行していた議会事務局の職員に対し、職員のプライベートや婚姻、出産等の極めて私的な領域に関する不適切な発言及び職務を接客的な役割と結び付けるような発言を複数回にわたり行ったとされる事案について調査が行われた。

・熊切和人前議長は「記憶にないが、もし発していたのであれば軽率であった」「当該職員から相談がなければ、そのような話題にはならなかったと思う」と弁明しているが、当該職員は相談を行っただけを明確に否定している。また、熊切和人前議長が公務行程中であるにもかかわらず、相当量の飲酒の上、執務中の職員に対して著しく品位を欠く不謹慎な発言及び行為がなされたとの証言も得られている。これらから、熊切和人前議長が公務行程中において、セクシャルハラスメントに該当する発言及び行為を行ったと認められる蓋然性は極めて高い。

【事案の不適切性】

・公務の随行を接客的役割と結び付ける発言は、職員の人格及び尊厳を傷つけるものである。また、婚姻や出産等の発言は、極めて私的な領域に踏み込むものであり、相手方に心理的負担や圧迫感を与えるものである。両者は議長と議会事務局職員という明確な権力勾配（指揮命令関係）にあり、閉鎖性の高い環境において職員が不快感・屈辱感を抱いていることから、これらの一連の言動は明確にセクシャルハラスメントに該当する。これらの発言及び行為は、職員の人格及び尊厳を侵害するものであり、到底許容できない不適切な行為である。

⑤職員への勤務時間外の電話

【事実確認】

・熊切和人前議長は、令和7年10月2日、職員の勤務時間外である夜間（午後10時頃から午後11時30分頃にかけて）、議会事務局の職員に対しLINE電話をかけた事実を認めている。熊切和人前議長は「執室等では聞きづらい内容であったため」と説明するが、当該職員の証言によれば通話内容の大部分は公務とは直接関係のない私生活に関する話題であり、緊急性は一切認められなかった。また、別の日に当該職員が勤務時間外の電話に応答しなかった際、翌日に熊切和人前議長が議会事務局執務室内において、他の職員の前で特定の職員が電話に出なかった不満を公言していた事実も確認された。

【事案の不適切性】

・特段の緊急性がないにもかかわらず、勤務時間外に長時間にわたり私的な連絡を行ったことは、議長として職員への配慮を著しく欠いている。指揮命令下にある職員にとって議長からの連絡を拒絶することは容易ではなく、さらに応答しなかった事実を第三者の前で話題にする行為は心理的な圧力を与えるものである。これは議長という優越的な立場を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を明らかに逸脱して精神的負担を与えた行為であり、パワーハラスメントに該当する極めて不適切なものである。

⑥職員への侮辱的な発言

【事実確認】

・議会事務局の特定の職員に関し、熊切和人前議長が他の議会事務局職員に対し、当該職員の個人の心身の状況や私生活のあり方をおとしめるような侮辱的発言をしたとされる事案である。熊切和人前議長は「事実ではない」と主張するが、公務からの帰

路（車内）において、相当量の飲酒をしていた熊切和人前議長から当該発言がなされたとの具体的な随員職員の証言が得られており、発言があったと認められる蓋然性は高い。

【事案の不適切性】

・当該発言は、個人の心身の特性や人生の選択を一側面のみで否定的に評価し、その人格及び尊厳を著しく損なうものであり、到底許されない侮辱的かつ差別的な言論である。また、個人の人格と個性を尊重し合うべき職場環境に反するものであって、社会通念上、到底容認することのできない極めて不適切な行為である。

⑦座間市庁舎管理規則の禁止行為

【事実確認】

・熊切和人前議長が令和7年10月1日に来庁した際、飼い犬をケージに入れることなく議長室及び議会事務局執務室内に持ち込み、手から離して自由に放した事実である。熊切和人前議長は「事前に職員に確認した」とするが、職員側は「議長からの申し出に対し、拒否や注意ができる立場になかった」と証言しており、事前の事務局職員からの「ケージに入れる等の注意」を無視して行われた。

【事案の不適切性】

・座間市庁舎管理規則第10条（第5号「事務又は通行の妨げとなる行為」、第7号「汚損・毀損行為」、第8号「秩序維持を妨げる行為」）により、ペットの持ち込みはケージに入れるか抱きかかえることとされている。職員が拒絶できない心理状況（権力勾配）を奇貨として、事前の注意を無視して犬をフロア内に放した行為は、同規則第10条に明白に違反する不適切な行為である。

（８）総括的評価

・本調査において明らかとなった熊切和人前議長による一連の行為は、議長車内及び視察行程中における飲酒、全国市議会議長会研究フォーラムの途中退席、職員に対するセクシャルハラスメント及びパワーハラスメントに該当する行為、職員に対する侮辱的かつ差別的な発言並びに庁舎管理規則に反する行為など、多岐にわたるものであった。

・これらの行為の根底には、公務と私的領域との区別に対する認識の甘さ、職員との適切な距離感に対する理解の欠如、ハラスメント及び人権尊重に対する意識の欠如並びに議長としての自覚と規範意識の欠如という共通した問題が認められる。

- ・とりわけ、議長と議会事務局職員との間には、指揮命令関係を背景とした明確な優越的地位が存在することから、議長には一般の議員以上に高い倫理観と慎重な言動が求められる。しかしながら、職員に対する一連言動は、職員の人格及び尊厳を侵害し、精神的苦痛を与えるものであって、職員が安心して職務に従事することのできる職場環境を著しく損なったものと認められる。

- ・また、一連の行為は、被害を受けた職員個人に深刻な影響を及ぼしたのみならず、市民からの信頼を基礎として成り立つ議会の品位及び公正性に対する信頼を大きく損なう結果を招いたものであり、その社会的責任は極めて重いと言わざるを得ない。

- ・以上のことから、熊切和人前議長による一連の行為は、議長としての資質及び倫理観が厳しく問われるものであり、本市議会の品位と信頼を著しく損なった極めて重大な事案であったと考える。

2. 議員の職員に対する不適切と思われる行為について

(1) 開催日時

第1回：令和8年	4月22日（水）	午前	9時05分から午後	1時44分まで
第2回：令和8年	5月8日（金）	午前	11時40分から午前	11時46分まで
第3回：令和8年	5月29日（金）	午前	9時00分から午後	6時09分まで
第4回：令和8年	7月3日（金）	午前	9時01分から午前	10時59分まで
第5回：令和8年	7月31日（金）	午後	1時01分から午後	1時57分まで
第6回：令和8年	8月10日（月）	午前	9時02分から午後	1時47分まで
第7回：令和8年	8月19日（水）	午前	9時00分から午前	10時14分まで

(2) 出席委員

委員長：竹田陽介

副委員長：京免康彦

委員：守谷浩一

委員：星野郁

委員：伊藤多華

委員：沖永明久

委員：吉田義人

(3) 出席参考人

第2回 令和8年5月29日（金）

座間市議会議員 荻原健司議員

※その他は職員保護の観点から非公開

(4) 提出された資料

・職員による議会事務局職員へのハラスメント事案、事実関係の時系列整理（議長・副議長）

※括弧内は提出元

(5) 本件調査に至る経緯

・議会運営委員会でハラスメント調査の1次報告を実施し、被害者保護・ハレーション防止のため「被害者情報を外部へ出さない」方針を全会一致で決定した後に、荻原

健司議員が被害職員の元を直接訪れ「議長に代わってお詫びする」等の接触を行った。

- ・正副議長が令和7年12月4日に荻原健司議員へ口頭注意で接触行為の中止を申し渡した。

- ・令和7年12月15日の議会運営委員会協議会后、荻原健司議員が職員を応接室に呼び出し、飲酒事実の確認、議長・熊切和人前議長に関する発言、会派対応（議長選等）を示唆する発言を行った。

- ・令和8年1月7日の議会運営委員会で協議案件が読み上げられた際、傍聴席から「そういうのは個人間でやればいい」と発言し、聴取した職員らに強い不快感を与えた。

- ・令和8年1月中旬に議会事務局へ差し入れをした際、男性職員に対して「女子にしかあげてない」「またセクハラになっちゃうのか」等と大声で言い、女性職員に嫌味として受け止められた。

- ・職員が職員課へ正式に相談したことを受け、令和8年1月26日に市長及び総合政策部長が議長室を訪問。「職員を守らなければならない」として安全措置を申し入れた。

- ・令和8年1月27日～28日に正副議長・議会運営委員会委員長・事務局長立ち会いのもと、被害状況の聞き取りを実施。

- ・令和8年2月6日に荻原健司議員の所属会派団長へ職員保護措置の内容を確認。

- ・令和8年2月10日に正副議長より荻原健司議員に対し、事務局職員への一切の接触を禁止する暫定的な安全措置（口頭及び文書）を通告した。

- ・令和8年4月22日「議員の職員に対する不適切と思われる行為及び座間市議会の対応方針に関する調査・研究」について追加で諮問がされた。

- ・今後の座間市議会における対応方針について本報告書を取りまとめたものである。

（６）本件調査の基本方針及び実施要領

- ・令和8年4月22日の議会運営委員会において決定された基本方針、及び事情聴取の実施要領は以下のとおりである。

① 調査・研究の内容

- ・議員の公務上の職員に対する不適切と思われる行為に関する調査

②事情聴取の実施方法

対象者（本人：荻原健司議員、職員）に対する質疑は、冒頭に委員長が委員会を代表

して、基本方針に基づき協議・決定した内容について「委員長質疑（事前通告制）」を行う。その後、各委員が重複しない範囲で質疑を行う。なお、参考人等の時間配分は1人につき概ね1時間（必要に応じて伸縮可）とする。また、本人や職員等から申し出があった場合、発言権のない補助者（職は問わない）の同行を1名まで認めるほか、委員会が必要に応じて弁護士等による法的アドバイスを受けることができるものとした。

③会議の公開と記録

- ・会議は原則公開とし、一般傍聴及び報道機関等の傍聴を認める。ただし、センシティブ情報に係る調査となる場合は、委員会の議決により秘密会（非公開）とすることができる。撮影・動画配信及び録音は委員長の許可制とし、撮影等は冒頭のみ、録音は委員会開催中（休憩中を除く）に限定する。

④調査期間

- ・調査期間は令和8年9月末日までを目途とし、進捗状況等に応じて短縮又は延長できるものと定めた。

（7）本件調査の結果

議員（荻原健司議員）の不適切と思われる行為

① 情報の漏洩と被害者への接触

【事実確認】

- ・令和7年11月20日の議会運営委員会協議会において「被害者に関する情報は外部へ一切出さない」と全会一致で確認していた。しかし、その直後である11月下旬、荻原健司議員がセクシャルハラスメント等の被害を受けた職員及び侮辱的発言の対象となった職員に直接接触を行った。

- ・この行為について、荻原健司議員は「被害者情報を外部に出さない」との協議会における確認事項について「当時は認識していなかった」とした上で、「配慮と冷静さを欠いた、未熟さゆえの言動であったと反省している」と述べている。

【事案の不適切性】

- ・当時は任意的な調査段階であったものの、同委員会に『新政いさま』の会派代表として出席していた委員は、全会一致で確認された秘匿事項を所属議員へ周知徹底すべ

き立場にありながら、その伝達及び指導責任が十分に果たされていなかった。そのため、荻原健司議員の所属会派である『新政いさま』において十分な情報共有がなされていなかったことに起因するものであると考えられるが、本人の言動自体も「被害者情報を外部に出さない」という厳格な決定に対する配慮と冷静さを欠いた言動であったと言わざるを得ない。

② 議会事務局職員への威圧・調査への干渉

【事実確認】

・被害者への接触に関し、12月4日に正副議長から口頭注意を受けたにもかかわらず、同月15日、荻原健司議員が議会事務局職員を応接室に呼び止め、「松橋議長も視察の際に飲酒していたのに、なぜ熊切和人前議長の飲酒のみを問題にするのか」「熊切和人前議長は議長を辞職したが、松橋議長も辞めなければならない」と発言。職員は一連の発言から議会が混乱するのは、あなた（職員）の責任だと言いたいのだと受け取った。

・さらに荻原健司議員が当該職員との面談後、松橋淳郎議長の所属会派の控室を訪れ、議会運営委員会委員の星野郁議員に対しても同様の趣旨を述べ、「これ以上、本件の調査を進めるべきではない」との趣旨の発言をしていたことが明らかとなった。

【事案の不適切性】

・この行為について、荻原健司議員は、熊切和人前議長の一連の不適切な行為について、「正副議長と事務局とで話をし、大事にせず処理すべきである」「組織を守るという表現が適切かは分からないが、ダメージを最小限に抑えるべきである」との趣旨で議会事務局職員に話をしたとしている。しかしながら、ハラスメントの被害事実を正當に報告した議会事務局職員に対し、組織防衛やダメージの最小化を名目に「議会が混乱するのは、ハラスメントを報告したあなたのせいだ」と不当に責任を転嫁し、強弁する発言は、職員に過度な心理的圧迫と恐怖心を与える極めて不適切な威圧行為（パワーハラスメント）である。これは、ハラスメント被害の申告や組織内の健全な是正機能を著しく萎縮させるものであり、客観的にみても本市議会における調査活動への直接的な干渉ないし妨害と受け取られてやむを得ない行為であり、断じて容認されるものではない。

③ 傍聴席からの不適切発言（二次被害）

【事実確認】

・令和８年１月７日の議会運営委員会協議会において、熊切和人前議長のハラスメント事案の審議が行われる中、パワーハラスメントの被害当事者である職員が出席し同席していた。それにもかかわらず、荻原健司議員が傍聴席から「そういうのは個人間でやればいいんだよ」と発言した。

【事案の不適切性】

・この行為について、荻原健司議員は「当該職員がどのように受け止めるかという点について配慮が足りなかった」とした上で、「深く反省している」と述べている。しかしながら、ハラスメントの被害者である職員が執務している目の前において、組織として厳正に対処すべきハラスメント問題を「個人間の問題」へと意図的に矮小化する発言を放ったことは、社会通念上、著しく不適切な言動である。当該職員の心理的負担を顧みない配慮を欠いた言動であり、被害者に対するさらなる二次被害（セカンドハラスメント）につながるものであると認めざるを得ない。

④ 被害職員への揶揄・嘲笑（二次被害）

【事実確認】

・令和８年１月初旬又は中旬頃、荻原健司議員が議会事務局職員に菓子差し入れた際、男性職員から礼を述べられたことに対し、「俺、女子にしかあげてないから」と発言した。その後「でも、こういう発言をしたらまたセクハラになっちゃうか」と大声で発言した。

【事案の不適切性】

・セクシュアルハラスメント被害を受けた職員は、『「またセクハラになっちゃうか」と発言していた』と証言している。これらの事情を総合すると、当該発言は、勇気を持って被害を訴えた職員に対する不当な揶揄又は嘲笑と受け取られてもやむを得ないものであり、被害者に対して深刻な精神的苦痛を与える二次被害に該当するものと認められる。

（８）総括的評価

・荻原健司議員による一連の行為は、議員という優越的立場を背景に職員へ心理的圧迫を強い、被害者に対する深刻な二次被害を生じさせたものである。同時に、本市議会が進める公正な調査を妨害・干渉しようとする行為と思われ、議会に対する市民の信頼を著しく損なう、極めて不適切な行為であったと言わざるを得ない。

3. 座間市議会への対応方針に関する調査研究について

・本委員会が調査を行った二つの事案は、いずれも議員による不適切な言動に起因するものであり、両議員はその責任を負うべきであるが、背景には、本市議会におけるコンプライアンス意識の不足やハラスメントに対する理解の不十分さといった組織的課題が存在していたものと考えられる。

・座間市議会会議規則第156条には「すべて規律に関する問題は、議長が定める」とあり、本来は議長が自らの誠実さに基づいて議会全体の品位を維持する仕組みとなっているが、今回のように本会議場や委員会室の「外」で発生した事案により市民や当局へ多大な迷惑をかけた事実を、議長を選出する議会全体の責任、及び市民の代表としての責任として重く受け止めなければならない。

・本調査において明らかとなった熊切和人前議長及び荻原健司議員による一連の行為は、多岐にわたり、議長及び議員としての資質及び倫理観が厳しく問われる重大な事案である。これらの処分を検討するにあたり、座間市議会会議規則第148条に品位保持が定められているものの、会議外の行動を縛る具体的な懲罰基準がないこと、また、同規則第157条第2項の「事犯から3日以内の動議提出」という規定から、戒告や除名等の法定懲罰処分を適用することは現行規則上、当てはまらないと判断せざるを得ない。

・議会が確かな自浄作用を市民に対して示し、市民・当局へ多大な心配と混乱を招いた政治的・道義的責任を真摯に果たすためには、議会としての姿勢を明確に示す強い意思表示が不可欠である。

・こうしたことから、本市議会においては、再発防止及び信頼回復に向け、少なくとも次の取組を速やかに進める必要がある。

一 議員及び職員を対象としたハラスメント防止研修の実施

・外部の専門講師を招聘し、全議員を対象としたハラスメント防止のための研修を速やかに実施・徹底する。

二 セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントに関する相談体制並びに被害者保護体制の充実

・特に議長・議員と職員との指揮命令関係（権力勾配）に配慮し、職員の良心による指摘を適切に受け止められる環境を整備する。

三 議員として遵守すべき規範に関する条例又はガイドラインの策定

・議会は、市民の負託を受けた合議体であり、議員には、高い倫理観と人権意識に基づいた言動が求められる。本市議会においては、本件を一過性の問題として終わらせることなく、互いの人格と尊厳が尊重される職場環境の確立に努めるとともに、市民から信頼される議会運営の実現に向け、不断の改善と努力を重ねていくことが強く求められる。

以上をもって、本件諮問に対する答申とする。